

大阪市における多文化共生政策の課題と 今後のあり方に関する考察

法政大学大学院政策創造研究科 修士課程 早川 諒

法政大学大学院政策創造研究科 教授 上山 肇

要旨

本研究は、自治体の多文化共生の取り組みに関する実態について把握することを目的に大阪市 24 区を対象にしたもので、本報では大阪市が抱える課題について大阪市において多文化共生を担っている大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課に対しインタビュー調査を実施し分析したものである。

その結果、大阪市における近年増加する外国人在住者に対する課題として次の3つのことが分かった。①大阪市多文化共生指針(2020.12)に基づく行動計画(2021.2)の評価と外国人住民のニーズに合った取り組みが求められること、②自治体からの外国人住民に対する情報発信

策(情報環境整備)が求められること、③日本人と外国人住民の相互理解(コミュニティ形成)の場の必要性があること。

日本においては、大阪市のように短期間に多国籍化が進んだ地域が多数存在するが、大阪市において持続可能な多文化共生が実現されることによって、今後の在住外国人が集住する地域にとっても、多文化共生のモデルとなることが考えられる。

キーワード：多文化共生、情報環境整備、在日外国人、持続可能、グローバル社会、大阪市

Consideration on issues and future directions of multicultural coexistence policy in Osaka City

Hosei Graduate School of Regional Policy Design, Master's Student

Ryo Hayakawa

Hosei Graduate School of Regional Policy Design, Prof.

Hajime Kamiyama

Abstract

This study was conducted in the 24 wards of Osaka City with the aim of grasping the actual situation regarding the efforts of local governments for multicultural coexistence, and this report conducted and analyzed the issues facing Osaka City by conducting an interview survey with the Human Rights Planning Division of the Diversity Promotion Office of the Osaka City Citizens' Bureau, which is responsible for multicultural coexistence in Osaka City.

As a result, the following three issues were identified as issues for the increasing number of foreign residents in Osaka City in recent years. (1) Evaluation of the action plan (February 2021) based on the Osaka City Multicultural Conviviality Guidelines (December 2020) and efforts to meet the needs of foreign residents

are required (2) Measures to disseminate information to foreign residents (improvement of information environment) from local governments are required (3) There is a need for a place for mutual understanding (community formation) between Japan and foreign residents.

In the Japan region, there are many regions such as Osaka City where multinationalization has progressed in a short period of time. If sustainable multicultural coexistence is realized in Osaka City, it will become a model for multicultural coexistence in areas where foreign residents will congregate in the future.

Keyword: Multicultural symbiosis, Improvement of Information Environment, Foreign residents in Japan, Sustainability, Global Society, Osaka City

1 はじめに

1.1 研究の背景

第二次世界大戦前、日本では労働者の確保を目的としてアジア諸国等の人々を受け入れていたが、第二次世界大戦後、中国や朝鮮半島等からの出稼ぎ労働者や外国人留学生（以下、留学生）が増加し、各地域において日常生活でのコミュニティが形成されていった。

1951年にポツダム政令として公布された出入国管理令が1982年の改正時に法律の効力を与えられ、現在の入国管理法が策定された。

政府は1983年に21世紀初期までに留学生10万人計画を策定し、1990年には、入国管理法の改正に伴い出入国管理及び難民認定法が施行され、定住者の在留資格が創設されたことにより、中南米諸国からの入国が容易になったことで日系人の入国者が増加した。

更に、1993年には、技能実習制度が制度化された。

2008年、政府は日本が世界に開かれた国へと発展することを目的として、大学院への優秀な留学生の確保と、修了後の日本企業等への就職人材を養成するために「留学生30万人計画」を打ち出した。以降、出入国管理及び難民認定法が大幅に改正されたことにより、近年では留学生の日本への移住が活発化しグローバル化が加速した。

2006年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」が2020年に改訂されたことにより、各自治体によるコミュニケーション支援や生活支援の強化、新たに意識啓発と社会参画支援、地域活性化の推進とグローバル化への対応が求められ、外国人住民が将来的に地域社会の担い手になることを目指した多文化共生によるまちづくりの取り組みが各地域で行われるようになった。

1.2 研究の目的・方法

(1) 研究の目的

現在、グローバル化が加速している我が国では、更に、地域住民と外国人在住者との間で共存・共生が求められている。本研究では、大阪市を事例に多文化共生政策の現状と課題、そして今後の方向性とあり方について明らかにすることを目的とする。

本研究で大阪市を事例とする理由は次の3点である。
①大阪市は2014年を境に短期間に急激に外国人人口が増加し、人口が集住する地域において外国人住民との共存が求められること
②今後のあり方を示すことで、多様化されたグローバル社会における一つのモデルを示せると考えられるため
③大阪市は、多様な国籍の外国人が増加したことから、現在に求められる外国人との共生課題が明確になると考えられるため。

(2) 研究の方法

研究の方法としては、はじめに文献調査によって、日本全体の外国人集住要因を把握した。

これらを踏まえたうえで、大阪市において多文化共生政策を担っている大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課担当職員に対して以下のようなRQを立て ①外国人住民に対するコロナに関する情報発信 ②情報発信の課題について ③大阪国際交流センターの役割等、質的調査として半構造化面接によるインタビュー調査を行った。

2 先行研究と本研究の意義

2.1 先行研究のレビュー

多文化共生について様々な視点から研究されている。集住する地域の特徴について井澤ら(2017a)は、①安心感があること、②同胞のコミュニティが存在されていること、③宗教の祈りの場が確保されていることの3点を挙げている。

外国人が集住する地域と集住しない地域の特徴について井澤ら(2017b)は、東京23区で集住が見られる区は多文化共生を専門に扱う部署が存在し、区独自で政策を進めていると指摘している。

大阪市内で最も留学生人口が高い西成区に外国人が集住する理由について鈴木(2016)は、西成区のあいりん地域が外国人への偏見が少ない地域だからだとしている。また、姚(2019)は、西成区に隣接する浪速区に外国人が集住する理由について、周辺に日本語教育機関の存在することと、外国人が入居可能なマンションが多いことを指摘している。

外国人住民との共生の課題について大島(2019)は、芝園団地を事例に、日本社会において人間関係の希薄になっているところに外国人住民が増加することにより生じる問題に対処するためには異なる文化を持つ人々がいかに共生するかという視点が欠かせないと指摘している。

2.2 本研究の意義

先行研究では、外国人が「集住する」あるいは「集住しない」地域の特徴やコミュニティ形成の場に関する知見が示されていた。本研究では自治体へのインタビュー調査を通して多文化共生政策の実態を把握し、新たなコミュニティ形成プロセスを示すとともに、コロナや難民受け入れといった現在の社会問題も含め、今後の多文化共生政策の方向性やあり方として自治体から外国人住民への情報伝達の仕組み(情報環境整備)の必要性について示しているところに研究の意義があるものと考えられる。

3 研究対象地域（大阪市 24 区）の概要

3.1 多国籍化する大阪市

(1) 増加の経緯

朝鮮半島では、1948 年から 1958 年にかけて済州島四・三事件が勃発した。その弾圧から逃れるため朝鮮半島の住人が大阪市の生野区や東成区、西成区に移住してきたことがきっかけとなり、韓国・朝鮮籍を有する人たちが現在も多く集住している（表 1）。

1980 年代から 1990 年代には、出稼ぎを目的とした外国人は中国や朝鮮半島のみならず、アジア諸国等からの労働者たちも増加した。

2008 年、政府が「留学生 30 万人計画」を打ち出したことに伴い、2010 年に日本語教育機関に在籍する学生向けの在留資格が「就学」から「留学」の資格に一本化されると、日本語教育機関に通う学生にも週 28 時間の資格外活動が認められ、留学生が増加した。更に同年、技能実習生に関する制度が改正され、在留資格である「研修」が「技能実習第 1 号」になり、「特定活動（技能実習）」が「技能実習第 2 号」に変更されたことにより、技能実習生が増加した。そして、2012 年に外国人登録法、入管法が同時に改正されると外国人受け入れ体制に変化が見られるようになる。

表 1 大阪市における外国人及び韓国・朝鮮籍人口
(単位：人,%)

| 区名 | 外国人(韓国・朝鮮籍)人口(人) | 外国人(韓国・朝鮮籍)人口の割合(%) | 総人口(人) |
|------|------------------|---------------------|---------|
| 北区 | 5,581(1,786) | 4.1%(1.3%) | 135,398 |
| 都島区 | 3,204(1,046) | 3.0%(1.0%) | 105,066 |
| 福島区 | 1,650(632) | 2.1%(0.8%) | 78,517 |
| 此花区 | 2,003(613) | 3.1%(0.9%) | 65,343 |
| 中央区 | 8,545(2,514) | 7.8%(2.3%) | 109,377 |
| 西区 | 4,405(1,103) | 4.2%(1.1%) | 104,348 |
| 港区 | 3,036(632) | 3.8%(0.8%) | 79,241 |
| 大正区 | 1,691(478) | 2.7%(0.8%) | 62,961 |
| 天王寺区 | 4,640(2,265) | 5.7%(2.8%) | 80,702 |
| 浪速区 | 8,732(1,777) | 12.2%(2.5%) | 71,739 |
| 西淀川区 | 4,453(1,305) | 4.6%(1.3%) | 97,056 |
| 淀川区 | 7,290(2,114) | 4.0%(1.2%) | 180,468 |
| 東淀川区 | 6,694(2,203) | 3.9%(1.3%) | 170,835 |
| 東成区 | 6,774(4,491) | 8.0%(5.3%) | 84,244 |
| 生野区 | 26,256(19,619) | 21.0%(15.7%) | 125,160 |
| 旭区 | 2,113(993) | 2.4%(1.1%) | 89,497 |
| 城東区 | 4,960(2,238) | 2.9%(1.3%) | 169,876 |
| 鶴見区 | 2,055(1,012) | 1.8%(0.9%) | 112,408 |
| 阿倍野区 | 3,168(1,076) | 2.9%(1.0%) | 111,018 |
| 住之江区 | 4,235(1,187) | 3.6%(1.0%) | 118,560 |
| 住吉区 | 4,234(1,683) | 2.8%(1.1%) | 151,477 |
| 東住吉区 | 3,767(1,542) | 2.9%(1.2%) | 130,937 |
| 平野区 | 8,078(3,721) | 4.2%(1.9%) | 191,115 |
| 西成区 | 10,208(3,464) | 9.8%(3.3%) | 104,334 |

令和 3 年度 3 月末日（年度末）大阪市住民基本台帳人口・外国人人口より筆者作成 注 1)

2017 年、新たに「技能実習第 3 号」を設置し優良な管理団体及び実習実施者に限定した拡充処置を行ったことにより、最長 5 年間の活動が認められるようになった。2019 年には、特定技能が設置され高度人材育成に力点をおいた外国人の受け入れが活発化している。

こうして近年、日本が外国人の受け入れ政策を短期間で進めてきたことにより、ベトナムやネパールでは日本人気が高まり、相次いで日本への送り出し機関が設立されていったことが、2014 年以降、外国人が一気に増加した要因だと考えられる。

(2) 外国人が集う区の形成

西成区や浪速区は 2021 年度（2022 年 3 月時点）に留学生が増加し、留学生人口及び割合も大阪市 24 区の中で非常に高い（表 2）。この両区では留学生以外の外国人も多く在住しており、既存のコミュニティベースがあるところに留学生が移住した。

表 2 大阪市における外国人留学生人口と割合

(単位：人,%)

| 区名 | 留学生人口(人) | 留学生人口割合(%) | 外国人人口(人) |
|------|----------|------------|----------|
| 北区 | 473 | 8.5% | 5,581 |
| 都島区 | 419 | 13.1% | 3,204 |
| 福島区 | 46 | 2.8% | 1,650 |
| 此花区 | 109 | 5.4% | 2,003 |
| 中央区 | 850 | 9.9% | 8,545 |
| 西区 | 567 | 12.9% | 4,405 |
| 港区 | 238 | 7.8% | 3,036 |
| 大正区 | 63 | 3.7% | 1,691 |
| 天王寺区 | 437 | 9.4% | 4,640 |
| 浪速区 | 1,893 | 21.7% | 8,732 |
| 西淀川区 | 245 | 5.5% | 4,453 |
| 淀川区 | 1,171 | 16.1% | 7,290 |
| 東淀川区 | 1,164 | 17.4% | 6,694 |
| 東成区 | 441 | 6.5% | 6,774 |
| 生野区 | 1,795 | 6.8% | 26,256 |
| 旭区 | 147 | 7.0% | 2,113 |
| 城東区 | 364 | 7.3% | 4,960 |
| 鶴見区 | 14 | 0.7% | 2,055 |
| 阿倍野区 | 507 | 16.0% | 3,168 |
| 住之江区 | 183 | 4.3% | 4,235 |
| 住吉区 | 469 | 11.1% | 4,234 |
| 東住吉区 | 352 | 9.3% | 3,767 |
| 平野区 | 303 | 3.8% | 8,078 |
| 西成区 | 2,076 | 20.3% | 10,208 |

令和 3 年度 3 月末日（年度末）大阪市外国人住民区別在留資格別人口より筆者作成 注 1)

両区は大阪の玄関口と呼ばれ、関西国際空港へのアクセスがよいことに加え、近くには、大阪南の繁華街として賑わいを見せる難波駅や天王寺駅があることで利便性にも優れた地域である。

西成区は「日雇い労働者のまち」あいりん地区（釜ヶ崎）の印象が全国的に広く知られているが、近年、外国人の増加に伴い、外国人が運営する店が増えたことによってコミュニティが新たに形成されつつある。今日、西成区は「日雇い労働者のまち」から「外国人が集うまち」と姿を変えつつあり、日本人住民と外国人住民とが共生し合い安心して暮らせるまちづくりが求められている。

3.2 外国人増加に伴う多文化共生政策の変化

大阪市は、歴史的経緯から韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、多くの外国人住民が移住し多様な文化を受け入れてきた。そのため、お互いの人権を尊重しながら社会を共に構成する住民であるとの観点から、1998年3月に外国籍住民施策基本指針を策定（2004年改正）し、外国籍住民施策を総合的に推進してきた。

2014年を境に外国人人口が増加し、2019年には14万5,857人、外国人住民比率5.3%になり、政令指定都市の中で最も高くなっている。

大阪市では外国人人口の増加を受け、新たに2020年12月に策定された大阪市多文化共生指針で①多様な言語・手段による情報提供、相談対応の拡充 ②日本語教育の充実 ③外国につながる児童生徒への支援の拡充 ④災害に対する備えの推進 ⑤健康で安心して生活できる環境づくり ⑥多文化共生の地域づくりの6点を多文化共生施策の基本的な方向性とした。

また、新型コロナウイルスの影響により、2021年の外国人人口は13万8,748人と減少に転じたが、2022年から外国人の入国規制が緩和され、受け入れが再開したことにより再び増加が見込まれている中、ウクライナ難民の受け入れ政策が始まったことで、外国の流入が活発化すると予想される。

更に2025年に大阪市は、万博が開催されることが決まっているため、今後外国人との交流が活発化し多様化が進む可能性がある。このことから大阪市においては多文化共生施策の深化が求められる。

3.3 急激に外国人が増加することで生じる問題

近年、大阪市では留学生の増加に伴い留学生の大半をしめるベトナム人口の増加が各区でみられる。先の浪速区や西成区に加え近隣の東区や生野区でも多くなっている（表3）。これらの区では、ベトナム人が経営する雑貨店や飲食店、カラオケ店、不動産業者が短期間に増加している。

このように短期間に外国人が増加し行政機関等把握しないうちに外国人同士でコミュニティが形成されている地域は、大阪市のみならず全国でも多く見られる。行政が関わらないことで外国人同士でのトラブルから犯罪に発展してしまうケースがあり、治安の問題や日本社会からの分断や孤立をまねいてしまう恐れがある。次章では

行政側が現在課題として捉えていることを把握するためにインタビュー調査を行い考察した。

表3 大阪市におけるベトナム人の人口

(単位：人,%)

| 区名 | ベトナム人人口 (人) | ベトナム人割合 (%) | 外国人人口 (人) |
|------|----------------|----------------|--------------|
| 北区 | 309 | 5.5% | 5,581 |
| 都島区 | 469 | 14.6% | 3,204 |
| 福島区 | 117 | 7.1% | 1,650 |
| 此花区 | 536 | 26.8% | 2,003 |
| 中央区 | 441 | 5.2% | 8,545 |
| 西区 | 466 | 10.6% | 4,405 |
| 港区 | 567 | 18.7% | 3,036 |
| 大正区 | 412 | 24.4% | 1,691 |
| 天王寺区 | 278 | 6.0% | 4,640 |
| 浪速区 | 1,775 | 20.3% | 8,732 |
| 西淀川区 | 1,055 | 23.7% | 4,453 |
| 淀川区 | 1,320 | 18.1% | 7,290 |
| 東淀川区 | 1,042 | 15.6% | 6,694 |
| 東成区 | 603 | 8.9% | 6,774 |
| 生野区 | 2,711 | 10.3% | 26,256 |
| 旭区 | 273 | 12.9% | 2,113 |
| 城東区 | 443 | 8.9% | 4,960 |
| 鶴見区 | 175 | 8.5% | 2,055 |
| 阿倍野区 | 284 | 9.0% | 3,168 |
| 住之江区 | 797 | 18.8% | 4,235 |
| 住吉区 | 427 | 10.1% | 4,234 |
| 東住吉区 | 472 | 12.5% | 3,767 |
| 平野区 | 1,264 | 15.6% | 8,078 |
| 西成区 | 2,744 | 26.9% | 10,208 |

令和3年度3月末日（年度末）大阪市住民基本台帳人口・国籍別人口より筆者作成 注1)

4 多文化共生の実現に向けた考察

4.1 インタビュー調査について

今回の調査では、半構造化面接を用いてインタビュー調査を行った。大阪市において多文化共生政策を担っている大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課の担当職員にインタビューを行い（2022年6月17日に実施）、大阪市における多文化共生に関する実態と今後の課題について調査した（表4）。

なお、質問事項に対する回答から大阪市における多文化共生に関する現状と課題を整理し、表5のようにまとめた。

4.2 インタビュー結果より考えられる多文化共生の課題と今後のあり方

(1) 指針に基づく評価の必要性

日本は少子高齢化を迎え人口が減少傾向にあるなか、地域社会の新しい担い手として外国人住民の活躍が期待されている。そのためには、行政側が外国人住民のニー

ズを把握することが重要であり課題である。今後のあり方として、行政が地域観察を行い、各区の外国人住民の特徴を理解することから始める必要がある。第一歩として、毎年指針に基づいて行動計画の評価を行いながら、各区役所と連携することで地域に暮らす外国人住民のニーズを把握し、対応にあたることが求められている。

(2) 情報発信の強化の必要性

インタビュー調査の結果、自治体からの情報発信の手段に課題であることが分かった。コロナ禍によるワクチン接種に関する情報が外国人住民に的確に伝わっていないという問題が生じていた。

表 4 本研究で行った主な質問の一覧

| カテゴリー | 質問項目 | 対象 |
|------------|-------------------------------|------|
| 今後のあり方 | 課題として認識していることはなにか。 | 担当職員 |
| ウクライナ難民 | ウクライナ難民受け入れに関する取り組みはどういったものか。 | 担当職員 |
| 行動計画の評価 | 大阪市多文化共生指針に基づく行動計画に対する評価はどうか。 | 担当職員 |
| 大阪国際交流センター | 大阪国際交流センターはどのような位置づけか。 | 担当職員 |

今後のあり方として、今まで通り大阪国際交流センターと各区役所が連携し対応にあたる関係性を継続することに加えて、支援団体と連携し、外国人住民の情報を共有していく必要がある。今後、行政は一方的に情報発信するだけでなく、情報環境整備に取り組み、必要な情報を的確に届けきる仕組みづくりが求められる。

(3) 相互理解（コミュニティ）の場の必要性

インタビューを通して経済戦略局が主軸となりウクライナ難民の支援を行っていることが分かった。

経済戦略局の所管である大阪国際交流センターが窓口となり、このセンターがホテルの借入や市営住宅の確保、在留資格の変更支援を行ってきた。

難民として日本に来たウクライナ人にとって頼れるコミュニティの場を作ることが重要である。インタビュー調査ではウクライナ難民のコミュニティ形成に関する話しであったが、前章で述べたように大阪市では、ベトナム人のコミュニティが自発的に数多く形成されつつある。

コミュニティ形成の上で重要なことは、同胞同士でコミュニティ形成するだけでなく、地域住民が共に関わらうことだ。行政が介入せずに外国人だけでコミュニティが形成されてしまうと治安問題や日本社会からの分断や孤立を招いてしまい、行政からの情報も届きにくくなる恐れがある。今後のあり方として、行政側は地域観察を行い、将来の地域の担い手育成の観点から区役所と大阪国際交流センター、支援団体のそれぞれの組織が協

表 5 大阪市におけるインタビュー調査のまとめ

| カテゴリー | サブカテゴリー | 語りの内容と人物（表 4 で示した人物） |
|------------|--------------|--|
| 情報発信 | 支援団体 | ・一方的に情報発信しては受け手に届いているかわからない。重要なことは情報を届けるとのこと。 ・情報を届けるにしても地域住民と繋がりを作るにしてもやっぱり、支援団体さんと連携が効果的。（担当職員） |
| 情報発信 | 大阪国際交流センター | ・QRコードを多言語で、英語、中国語、韓国語、朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語で大阪国際交流センターで多言語化したものを載せてくれているので、そこに飛ぶようにした。 ・大阪国際交流センターでは、区役所に外国語だけしか話せない方がいらした時に取次ぎをして多言語で対応する。（担当職員） |
| コミュニティ形成 | 大阪国際交流センター | ・大阪国際交流センターでは、ウクライナの方に対してホテルの借入や市営住宅の確保と在留資格の変更支援を行ってきた。（担当職員） |
| 相互理解 | 区役所 | ・地域の担い手になってもらうためにそれぞれの区ごとの分析が必要。 ・地域を観察しないとけない。（担当職員） |
| 行動計画の評価 | 区役所 | ・行動計画を振り返ることで各区が比較しながら事業に取り組みを進めることができる。自治体側の地道な努力によって地域課題を解決していく。（担当職員） |
| 大阪国際交流センター | 国際交流・多文化共生事業 | ・大阪国際交流センターは大阪市の行政傘下を担う位置づけであり、経済戦略局の所管する公金でもって運営している側面と財団法人としての側面も持っている。自分たちの実施事業として多文化共生事業をやっている。（担当職員） |

力して外国人住民が安心して暮らし続けられるようにしていくためにも相談できる“場づくり”に取り組むことが求められている。

5 おわりに

本研究では、大阪市における多文化共生の課題とあり方についてインタビュー調査を通して明らかにすることができた。

現在、大阪市における多文化共生に関する課題としては、①大阪市多文化共生指針（2020.12）に基づく行動計画（2021.2）の評価と外国人住民のニーズに合った取り組みが求められていること ②自治体からの外国人住民に対する情報発信策（情報環境整備）が求められること

③日本人と外国人住民の相互理解（コミュニティ形成）の場の必要性があることの3点が挙げられる。

大阪市では、外国人人口が増加し多国籍化が進んでいる現状があるが、下の図1で示しているような仕組みづくりが求められている。まず、課題解決の場として24区の区役所と大阪国際交流センター、支援団体とが連携することで外国人住民のニーズを把握し、的確に情報を届けることができるような情報環境整備が必要であるとい

うこと。その上でこのよう課題解決に向けた場づくりができることで持続可能な多文化共生への発展に繋がるものと考えられる。

最後に、本研究において大阪市の多文化共生の課題を指摘しあり方を考察したが、各区における多文化共生に関する現状や課題、方向性に関しては改めて大阪市 24 区

に対して調査したいと考えている。日本の地域社会においては、大阪市のように短期間に多国籍化が進んだ地域が多数存在するが、今後、大阪市以外のパターンも含め、地域社会における多文化共生の仕組みがしっかりと構築されることにより、持続可能な多文化共生社会を実現することができるものとする。

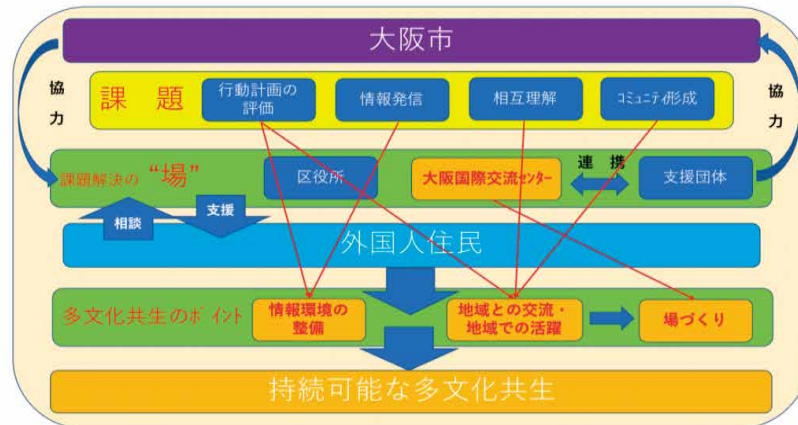


図1 大阪市における持続可能な多文化共生実現の仕組みモデル

注

注1) 大阪市：住民基本台帳人口・外国人人口（…> 人口統計 > 住民基本台帳人口など）
 （令和3年3月末日外国人住民区別在留資格別人口）
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000006893.html>（参照 2022-08-25）

参考文献

- 1) 相原征代 (2020)『外国人向け防災対策と多文化共生ー北海道・東川町の例ー』北陸大学紀要。
- 2) 井澤和貴・上山肇 (2017a)『地域社会における在日外国人との持続可能な多文化共生に関する研究～東京都江戸川区西葛西を事例として』。
- 3) 井澤和貴・上山肇 (2017b)『東京 23 区における多文化共生に関する現状と課題に関する一考察：行政に対するアンケート調査を通して』。
- 4) NHK 取材班 (2019)『データでよみとく外国人依存ニッポン』光文社親書。
- 5) 大島隆 (2019)『芝園団地に住んでいます 住民の半分以上が外国人になったとき何がおこるのか』明石書店。
- 6) 鈴木江理子 = 編著 (2021)『アンダーコロナの移民たち』明石書店。
- 7) 鈴木亘 (2016)『経済学者日本の最貧困地域に挑むあいらん改革 3 年 8 カ月の全記録』東洋経済新報社。
- 8) 芹澤健介 (2018)『コンビニ外国人』新潮新書。
- 9) 西日本新聞社 (2020)『【増補】新移民時代ー外国人労働者と共に生きる時代』西日本新聞社編 明石書店
- 10) 室橋裕和 (2019)『日本の異国ー在日外国人の知られざる日常』株式会社晶文社。
- 11) 姚亜明 (2019)『(第 5 章) 大阪市浪速区における外国人増加と地域変容 - 人口動態の分析を通じて -』大阪市立大学都市研究プラザ。
- 12) 李度潤・瀬田史彦 (2014)『「多文化共生」を重視した地域づくりという観点からの自治体外国人住民政策に関する研究ー欧州評議会「インターカルチャー政策」を基礎としてー』公益社団法人日本都市政策学会都市計画論文集 Vol. 49 No3

参考 Web ページ

大阪市：大阪市多文化共生指針（…> 市民局 > 指針）(osaka.lg.jp)（参照 2022-08-25）

出入国管理庁

【在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表】| 出入国在留管理庁 (moj.go.jp)（参照 2022-08-25）

総務省

総務省 | 地域の国際化の推進 | 多文化共生の推進 (soumu.go.jp)（参照 2022-08-25）

総務省

総務省 | 地域の国際化の推進 | 多文化共生事例集（令和3年度版）(soumu.go.jp)（参照 2022-08-25）